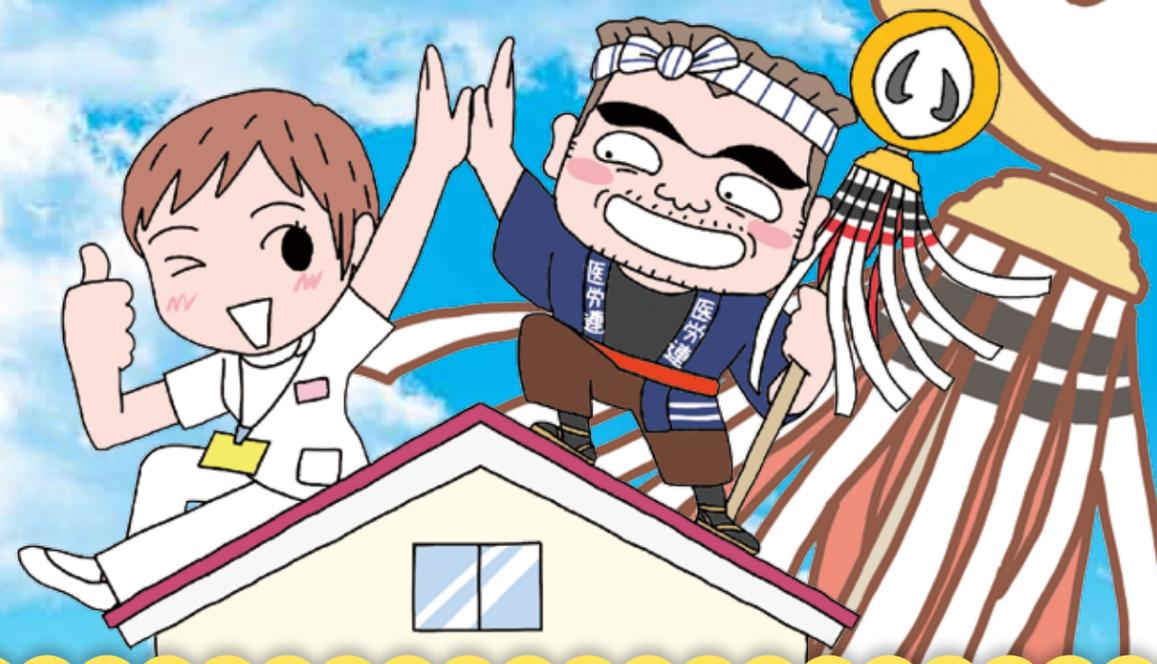


火災共済

は・や・わ・か・り



申込書は
組合でもらってね!

●お問い合わせは

再取得価額で保障するから安心です

こんな災害にも保障されます

別々に
加入
できます



建物だけで ◎木造月2,000円
◎耐火構造月1,000円の掛金で

最高 **4,000万円保障**



家財だけで ◎木造月1,000円
◎耐火構造月500円の掛金で

最高 **2,000万円保障**



消火活動による
冠水・水ぬれ



落雷



爆発・破裂



風水害等



航空機の墜落



他人の車両の
飛び込み



他人の住居からの
水もれ



突発的な第三者の加害行為
(損害額5万円以上)

地震
特約

地震特約は火災共済(基本契約)にプラスできます

◎掛金は1口あたり火災共済基本契約と同じ
木造月額5円 耐火構造月額2.5円

最高 **900万円保障**

みんなでつくる 大きな安心
医労連共済

携帯からも
無料で
かけられます

フリーダイヤル **0120-160931**

TEL03-3876-8297 FAX03-3876-8263
〒110-0013 東京都台東区入谷1-9-5 日本医療労働会館4階
<http://www.iro-kyosai.jp/>

携帯からも
無料で
かけられます

..... 火災や風水害などの事故連絡先

フリーダイヤル **0120-160931**

住宅災害損害査定センター 03-3366-7908

時間外・休日は...

火災などの事故受付です。一般の問い合わせにはお応えできません



火災共済の特徴

1口あたりの掛金と保障額

※地震特約「あり」の場合、掛金は2倍の金額となります。

住宅の構造	掛金 (1口あたり)	保障額
木造・モルタル等	月額5円・年額60円	最高10万円 (風水害、雪害は10ページ参照)
耐火構造	月額2.5円・年額30円	

加入最高口数

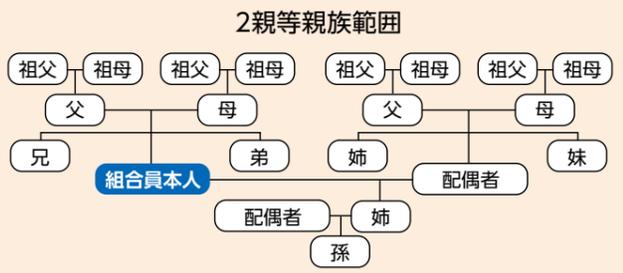
建物の最高口数 **400口** → 最高**4,000**万円保障
 家財の最高口数 **200口** → 最高**2,000**万円保障

◎地震特約(11ページ参照)もあります(900万円上限)

加入の特徴

家財だけの加入もOK!

- ・掛金は全国一律
- ・加入年齢に制限なし
- ・退職しても加入継続可能
- ・加入範囲は(組合員本人の加入がなくても)…
 建物：組合員含む2親等以内の親族が所有する建物
 家財：組合員含む2親等以内の親族が居住する建物に収容している家財
 (OB組合員の新規加入はできません)
- ・新規加入にはサービス期間があります



火災共済のサービス期間
 火災共済の加入申込書が医労連共済に到着した翌日午前0時から正式効力発生日(翌月1日)までサービス保障期間とします(サービス期間は火災共済のみの扱いです)。

給付の特徴

- ・給付は再取得価額(築年数に関係ありません)
- ・カーポート、門、塀、納屋も付属建物として給付の対象
- ・7割以上の焼破損は「全焼」扱い
- ・2016年7月1日から「床下浸水見舞金」が新設

質権設定について
住宅ローンにも対応
 質権設定は可能です。詳しくは、医労連共済にお問い合わせください。



入ってよかったみんなの声

火災共済に入ってよかった①

Aさんの場合(掛金1カ月2,050円)
 建物210口、家財200口加入(木造)

雷でパソコンが壊れ、火災共済の給付対象とわかり、とても助かりました。いつ何が起こるかわからないので助け合いの共済に入っておくべきだと思いました。ありがとうございました。
 *落雷があり、PCとモニターが作動しなくなった。

損害額……58,928円
 損害額 **58,928円+8,839円**(臨時費用)
 計 **67,767円**給付

火災共済に入ってよかった②

Bさんの場合(掛金1カ月4,000円)
 建物200口、家財200口 **地震特約有**(木造)

思わぬ風水害の修理の給付金、本当にありがとうございました。
 *台風で瓦、テラスの屋根が破損。

損害額……1,292,004円
 基本契約から **40万円+6万円**(臨時費用)
 地震特約から **80万円** 計 **126万円**給付

火災共済に入ってよかった③

Cさんの場合(掛金1カ月4,000円)
 建物200口、家財200口 **地震特約有**(木造)

*2016年8月22日に建物200口、家財200口、地震特約有で申込。8月25日の台風で屋根とベランダが破損。(契約効力発生は9月1日からであるが、サービス期間のため給付対象)

損害額……426,276円
 基本契約から **10万円+15,000円**(臨時費用)
 地震特約から **20万円** 計 **315,000円**給付

火災共済の請求書類一覧

	火災	風水害・雪害	落雷	ご注意
個人・火災共済共済金支払請求書	○	○	○	
建物登記簿又固定資産税の評価証明書、賃貸の場合は賃貸契約書の写し	○	○	○	共済金額が100万円以上の場合
住宅災害状況報告書	○	○	○	★医労連共済の所定の用紙
官署の罹災証明	○	○	○	風水害・雪害・落雷の場合は新聞で報道されている記事でも「罹災証明」代わりとなります
損害見積書	○	○	○	見積先にいつの損害か、必ず記入してもらう※1
領収書	○	×	○	
写真	○	○	○	必要に応じて複数枚

※1 業者による「落雷用損害証明書」(所定の用紙)の記載で「損害見積書」にかえることができます。



木造の持家

建物と家財の
両方で加入できます



例 30坪の木造住宅の持家の場合

坪数を調べて①の数字を出して！①の番号のところに同じように記入してみて、計算したら②と③の数字が出るよ！！

建物

建物の上限口数 **30** 坪 × 7口 = ① **210** 口
 建物の月掛金 ① **210** 口 × 5円 = ② **1,050** 円
 建物の最高保障額 ① **210** 口 × 10万円 = ③ **2,100** 万円

自分で計算してみましょう

建物の上限口数 坪 × 7口 = ① 口
 建物の月掛金額 ① 口 × 5円 = ② 円
 建物の最高保障額 ① 口 × 10万円 = ③ 円

*家財の上限口数(下の表を参照)



家財

一番年上の同居家族の年齢	満30歳未満	満30歳代	満40歳代	満50歳以上
1人~2人	80口	150口	200口	200口
3人	90口	160口	200口	200口
4人	100口	180口	200口	200口
5人以上	140口	200口	200口	200口

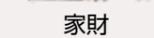
例 4人家族で最年長者が満30歳代の場合

家財の上限口数 (A) **180** 口
 家財の月掛金 (A) **180** 口 × 5円 = (B) **900** 円
 家財の最高保障額 (A) **180** 口 × 10万円 = (C) **1,800** 万円

自分で計算してみましょう

家財の上限口数 (A) 口
 家財の月掛金 (A) 口 × 5円 = (B) 円
 家財の最高保障額 (A) 口 × 10万円 = (C) 円

上記で計算した建物と家財の掛金と保障です。

月掛金の合計 ② + (B) = **1,950** 円  + 
 最高保障額の合計 ③ + (C) = **3,900** 万円  + 

耐火構造の持家

建物と家財の
両方で加入できます



例 30坪の耐火住宅の持家の場合

坪数を調べて①の数字を出して！①の番号のところに同じように記入してみて、計算したら②と③の数字が出るよ！！

建物

建物の上限口数 **30** 坪 × 8口 = ① **240** 口
 建物の月掛金 ① **240** 口 × 2.5円 = ② **600** 円
 建物の最高保障額 ① **240** 口 × 10万円 = ③ **2,400** 万円

自分で計算してみましょう

建物の上限口数 坪 × 8口 = ① 口
 建物の月掛金額 ① 口 × 2.5円 = ② 円
 建物の最高保障額 ① 口 × 10万円 = ③ 円

*家財の上限口数(下の表を参照)



家財

一番年上の同居家族の年齢	満30歳未満	満30歳代	満40歳代	満50歳以上
1人~2人	80口	150口	200口	200口
3人	90口	160口	200口	200口
4人	100口	180口	200口	200口
5人以上	140口	200口	200口	200口

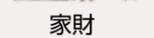
例 4人家族で最年長者が満30歳代の場合

家財の上限口数 (A) **180** 口
 家財の月掛金 (A) **180** 口 × 2.5円 = (B) **450** 円
 家財の最高保障額 (A) **180** 口 × 10万円 = (C) **1,800** 万円

自分で計算してみましょう

家財の上限口数 (A) 口
 家財の月掛金 (A) 口 × 2.5円 = (B) 円
 家財の最高保障額 (A) 口 × 10万円 = (C) 円

上記で計算した建物と家財の掛金と保障です。

月掛金の合計 ② + (B) = **1,050** 円  + 
 最高保障額の合計 ③ + (C) = **4,200** 万円  + 



木造の借家

……… 家財のみ加入できます



*家財の上限口数(下の表を参照)

一番年上の同居家族の年齢	満30歳未満	満30歳代	満40歳代	満50歳以上
1人~2人	80口	150口	200口	200口
3人	90口	160口	200口	200口
4人	100口	180口	200口	200口
5人以上	140口	200口	200口	200口

例 4人家族で最年長者が満30歳代の場合

家財の上限口数 (A) **180** 口
 家財の月掛金 (A) **180** 口 × 5円 = (B) **900** 円
 家財の最高保障額 (A) **180** 口 × 10万円 = (C) **1,800** 万円

自分で計算してみましょう

家財の上限口数 (A) 口
 家財の月掛金 (A) 口 × 5円 = (B) 円
 家財の最高保障額 (A) 口 × 10万円 = (C) 円

月掛金の合計 (B) = **900** 円

最高保障額の合計 (C) = **1,800** 万円

もしものときに
しっかり保障!



耐火構造の借家

……… 家財のみ加入できます



*家財の上限口数(下の表を参照)

一番年上の同居家族の年齢	満30歳未満	満30歳代	満40歳代	満50歳以上
1人~2人	80口	150口	200口	200口
3人	90口	160口	200口	200口
4人	100口	180口	200口	200口
5人以上	140口	200口	200口	200口

例 2人家族で最年長者が満30歳代の場合

家財の上限口数 (A) **150** 口
 家財の月掛金 (A) **150** 口 × 2.5円 = (B) **375** 円
 家財の最高保障額 (A) **150** 口 × 10万円 = (C) **1,500** 万円

自分で計算してみましょう

家財の上限口数 (A) 口
 家財の月掛金 (A) 口 × 2.5円 = (B) 円
 家財の最高保障額 (A) 口 × 10万円 = (C) 円

月掛金の合計 (B) = **375** 円

最高保障額の合計 (C) = **1,500** 万円



安い掛金で
たよりになります



木造の貸家

…………… 建物のみ加入できます



例 30坪の木造住宅の貸家の場合

坪数を調べて①の数字を出して！①の番号のところに同じように記入してみて、計算したら②と③の数字が出るよ！！

建物の上限口数 **30** 坪 × 7口 = ① **210** 口

建物の月掛金 ① **210** 口 × 5円 = ② **1,050** 円

建物の最高保障額 ① **210** 口 × 10万円 = ③ **2,100** 万円

自分で計算してみましょう

建物の上限口数 坪 × 7口 = ① 口

建物の月掛金 ① 口 × 5円 = ② 円

建物の最高保障額 ① 口 × 10万円 = ③ 円

月掛金の合計 ② = **1,050** 円

最高保障額の合計 ③ = **2,100** 万円

耐火構造の貸家

…………… 建物のみ加入できます



例 30坪の耐火住宅の貸家の場合

坪数を調べて①の数字を出して！①の番号のところに同じように記入してみて、計算したら②と③の数字が出るよ！！

建物の上限口数 **30** 坪 × 8口 = ① **240** 口

建物の月掛金 ① **240** 口 × 2.5円 = ② **600** 円

建物の最高保障額 ① **240** 口 × 10万円 = ③ **2,400** 万円

自分で計算してみましょう

建物の上限口数 坪 × 8口 = ① 口

建物の月掛金 ① 口 × 2.5円 = ② 円

建物の最高保障額 ① 口 × 10万円 = ③ 円

月掛金の合計 ② = **600** 円

最高保障額の合計 ③ = **2,400** 万円



風水害、雪害でも 給付がある火災共済

●風水害・雪害などの保障

一部壊の場合、損害が5万円を超える場合に対象

給付区分	損害の程度	1口あたりの 共済金	最高限度額(1世帯あたり)	
			自家	貸家又は借家
全壊・流失	住宅の70%以上の損壊・流失	30,000円	300万円	150万円
半壊	住宅の20%以上の損壊	15,000円	150万円	75万円
一部壊	損害額100万円を超える場合・共済金額の100分の4	4,000円	40万円	20万円
	損害額 50万円を超える場合・共済金額の100分の2	2,000円	20万円	10万円
	損害額 20万円を超える場合・共済金額の100分の1	1,000円	10万円	5万円
	損害額 10万円を超える場合・共済金額の100分の0.5	500円	5万円	2万5千円
床上浸水	損害額 5万円を超える場合・共済金額の100分の0.25	250円	2万5千円	1万2千5百円
	全面積50%以上、高さ150cm以上	15,000円	150万円	75万円
	全面積50%以上、高さ100cm以上	10,000円	100万円	50万円
	全面積50%以上、高さ70cm以上	7,000円	70万円	35万円
	全面積50%以上、高さ40cm以上	5,000円	50万円	25万円
	全面積50%以上、高さ40cm未満	3,000円	30万円	15万円
	全面積50%未満、高さ100cm以上	3,000円	30万円	15万円
全面積50%未満、高さ100cm未満	1,000円	10万円	5万円	

臨時費用

最高
200万円を
限度に
共済金の
15%以内

(地震特約には
臨時費用は
つきません)

新設 2016年7月1日以降の事由発生が対象

給付区分	損害の程度	1口あたりの 共済金	最高限度額(1世帯あたり)	
			自家	貸家又は借家
床下浸水 見舞金	風水害雪害等の損害のため泥かきや消毒等で費用が 5万円 を超えた時	250円	2万5千円	1万2千5百円
	風水害雪害等の損害のため泥かきや消毒等で費用が 10万円 を超えた時	500円	5万円	2万5千円

※地震特約は対象外

- (注1) 最高限度は、100口以上の加入の場合でも100口を限度とします。
- (注2) 家財は対象になりません。
- (注3) 貸家・借家の1口当たりの共済金は2分の1です。
- (注4) 自家で家財契約だけの場合も共済金は2分の1です。
- (注5) 火災共済は自然災害のうち、地震、噴火、津波による被害は対象になりませんので地震特約をつけてください。

風水害の給付事例

建物 210口・家財 200口 木造加入 (月掛金) **2,050円**
台風で、瓦が飛び、雨どいが壊れました。損害額 **174,474円**(消費税込)



給付金 **50,000円** + 臨時費用 **15%** **7,500円**

合計給付額 **57,500円**



入って安心 地震特約

※地震特約は還元金の対象外です

契約内容に応じて
地震による
建物・家財の損害も

●地震特約は地震(津波を含む)・噴火を
直接起因とする火災・損壊の建物・家財
それぞれ50万円を超える損害を保障します。

火災共済 (基本契約)



地震特約
(希望者が付帯)

1 加入の際は、「火災共済【基本契約】」に「地震特約」が **あり** かなしを選択

- 「火災共済【基本契約】」が建物だけなら「地震特約」も建物のみ。
- 「火災共済【基本契約】」が家財だけなら「地震特約」も家財のみ。
- 「火災共済【基本契約】」が建物・家財なら「地震特約」も建物・家財となります。

2 「地震特約」が **あり** の場合の掛金は、**なし** の場合の **2倍の金額** となります

- 「地震特約」は「火災共済【基本契約】」にプラスして加入する共済です。
※「地震特約」単独では加入できません。
- 「地震特約」の加入口数は、「火災共済【基本契約】」と同じ口数です。
- 掛金は1口あたり、「火災共済【基本契約】」と同じ、木造月額5円、耐火月額2.5円。
※OB組合員は火災共済【基本契約】に加入の方のみ付帯できます。

火災共済に地震特約をつけた場合の保障一覧

火災共済	災害内容	地震特約
建物と家財あわせて最高保障額 6,000万円	火災 などのとき	対象外
建物の損害のみ最高保障額 300万円 [貸家・借家]「自家で家財のみ」の契約の場合保障額は1/2となります。	風水害・雪害 などのとき	建物の損害のみ最高保障額 600万円 [貸家・借家]「自家で家財のみ」の契約の場合保障額は1/2となります。
対象外	地震 などのとき	建物と家財あわせて最高保障額 900万円
最高200万円を限度に 共済金の15%以内	臨時費用	対象外



●地震特約(地震損害の共済金)

地震で建物・家財それぞれ損害が50万円を超える場合に対象

給付区分	損害の程度	1口あたりの共済金	限度額
全壊・全焼	70%以上	30,000円	900万円
半壊・半焼	20%以上~70%未満	20,000円	600万円
一部壊・一部焼	20%未満(損害額50万円超)	10,000円	300万円

例① 火災共済+地震特約……建物210口・家財200口の場合

建物の損害 **650万円**
家財の損害 **500万円**

合計 **1,150万円** (半壊)の損害を受けたとき

- ◆建物 210口×2万円=420万円 (加入口数の限度額)
- ◆家財 200口×2万円=400万円 (加入口数の限度額)



例② 火災共済+地震特約……建物210口・家財200口の場合

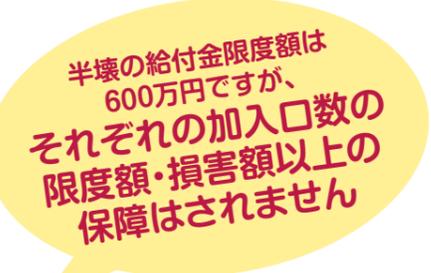
建物の損害 **500万円**
家財の損害 **100万円**

合計 **600万円** (半壊)の損害を受けたとき

- ◆建物 210口×2万円=420万円 (加入口数の限度額)
- ◆家財 200口×2万円=400万円 (加入口数の限度額)

共済金内訳
建物 420万円
家財 100万円
→ 合計 **520万円**

となります。



地震特約に関する総支払限度額 = 当該年度の基本掛金総収入の **50%** + 当該年度の地震特約掛金総収入の **80%** + 当該年度の責任準備金 **50%**

※大規模地震の場合、総支払限度額の関係で保障額が変わる可能性があります。
東日本大震災、熊本地震では異常危険準備金で対応しました。

風水害・雪害にも 給付できます

●地震特約（風水害・雪害の共済金）

※一部壊の場合、損害が5万円を超える場合に対象

給付区分	損害の程度	1口当りの共済金	限度額
全壊・流失	70%以上	30,000円	600万円
半壊	20%以上～70%未満	15,000円	300万円
一部壊	損害額 100万円を超える場合	4,000円	80万円
	損害額 50万円を超える場合	2,000円	40万円
	損害額 20万円を超える場合	1,000円	20万円
	損害額 10万円を超える場合	500円	10万円
	損害額 5万円を超える場合	250円	5万円
床上浸水	全面積50%以上、高さ150cm以上	15,000円	300万円
	全面積50%以上、高さ100cm以上	10,000円	200万円
	全面積50%以上、高さ70cm以上	7,000円	140万円
	全面積50%以上、高さ40cm以上	5,000円	100万円
	全面積50%以上、高さ40cm未満	3,000円	60万円
	全面積50%未満、高さ100cm以上	3,000円	60万円
	全面積50%未満、高さ100cm未満	1,000円	20万円

●「貸家・借家」「自家で家財のみ」の契約の場合保障額は1/2となります。
 なお、風水害・雪害について基本契約と地震特約の共済金は実損額を限度とします。
 ●「火災共済【基本契約】」で保障されている「風水害・雪害などの保障」にプラスの保障です。
 （「風水害・雪害などの保障」は建物の損害のみが対象です。）

風水害の地震特約付きの給付事例

建物 210口・家財 200口 木造加入 (月掛金) **2,050円**
 台風で、瓦が飛び、雨どいが壊れました。損害額 **174,474円**(消費税込)

地震特約なし 月掛金 **2,050円**
 給付金 **50,000円** + 臨時費用 **7,500円**
 15%
 合計給付額 **57,500円**

地震特約をつけると

地震特約あり 月掛金 **4,100円**
 (給付金 **50,000円** + 臨時費用 **7,500円**) + **100,000円**
 (火災共済) (地震特約加算分の臨時費用なし) (地震特約)
 合計給付額 **157,500円**



よくある質問です

Q 組合員本人が火災共済に加入していなくても家族は加入できますか？

A 火災共済は組合員本人が未加入でも2親等以内(1ページの表参照)の家族が所有もしくは居住している物件が加入できます。

Q 坪数は自己申告ですか？

A 自己申告です。給付事由が発生した場合、実際の坪数より小さく加入していた場合、その口数分の給付となります。また実際の坪数より大きく加入していても満額の給付になりません。

Q 家の一部が事務所などの場合は加入できますか？

A 事務所の面積が居住部分を超える場合、その面積が20坪を超える場合、常時10人以上が業務に従事している場合などは火災共済に加入できません。また加入できる条件を満たしていてもその事務所部分は加入できません。詳しくは医労連共済へお問い合わせください。

Q 医労連共済以外の火災保険にも加入しています。以前ひとつにしか加入できないと聞いていましたがどうなりますか？

A 加入できないことはありませんが保険法の規定により、損害額を超えた給付が受けられません。民間保険・損保は複数加入の場合、保険金を按分するようです。医労連共済は契約どおり給付します。*告知義務等、くわしくは共済事業局へお問い合わせください。

Q 地震で火事になった場合、給付はどうなりますか？

A 地震に起因する火災は地震特約に加入していれば損害額50万円を超える場合が保障対象です。給付金額は建物と家財と合わせて全壊の場合900万円が最高保障額になります。